



平成 31 年 1 月 18 日

各 位

会 社 名 東 邦 金 属 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 小 樋 誠 二
(コード番号：5781)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 森 本 幾 雄
(TEL 06-6202-3376)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 30 年 11 月 14 日および 15 日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局に提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 1,200 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

記

平成 25 年 12 月	第 3 四半期	四半期報告書	(平成 26 年 2 月 13 日提出)
平成 26 年 3 月期	有価証券報告書		(平成 26 年 6 月 27 日提出)
平成 26 年 6 月	第 1 四半期	四半期報告書	(平成 26 年 8 月 11 日提出)
平成 26 年 9 月	第 2 四半期	四半期報告書	(平成 26 年 11 月 14 日提出)
平成 26 年 12 月	第 3 四半期	四半期報告書	(平成 27 年 2 月 12 日提出)
平成 27 年 3 月期	有価証券報告書		(平成 27 年 6 月 26 日提出)

当社は、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について検討いたしますが、特段の事情がない限り事実および納付すべき課徴金の額を認める方針であり、決定次第改めてお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、東京証券取引所に提出した平成 31 年 1 月 17 日付の改善報告書記載の再発防止策を継続して推進し、更に管理レベルの向上を図っていく所存です。

以 上